



平成 29 年 12 月 22 日

各 位

会 社 名 上原成商事株式会社  
代表者名 取締役社長 上原 大作  
(コード番号 8148 東証第二部)  
問合せ先 常務取締役管理本部長 土佐 益久  
TEL 075-212-6007

### 有限会社ケイアイエンタプライズによる当社株式に対する公開買付けの結果 及び親会社の異動に関するお知らせ

有限会社ケイアイエンタプライズ（以下「公開買付者」といいます。）が平成 29 年 11 月 9 日から実施しておりました当社の発行済普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、平成 29 年 12 月 21 日をもって終了しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、平成 29 年 12 月 28 日をもって、当社の親会社の異動が生じることとなりますので、併せてお知らせいたします。

#### 記

#### I. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より添付資料「上原成商事株式会社株式（証券コード 8148）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。

#### II. 親会社の異動について

##### 1. 異動予定年月日

平成 29 年 12 月 28 日（本公開買付けの決済の開始日）

##### 2. 異動が生じる経緯

当社は、公開買付者より、本公開買付けの結果について、当社株式 2,047,571 株の応募があった旨の報告を受けました。この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、平成 29 年 12 月 28 日（本公開買付けの決済の開始日）付けで、当社の総株主の議決権に対する公開買付者の議決権所有割合が 50%を超えることとなるため、公開買付者は、新たに当社の親会社に該当することになります。

##### 3. 異動する株主の概要

新たに親会社に該当することとなる株主の概要

① 名 称	有限会社ケイアイエンタプライズ
② 本 店 所 在 地	京都府京都市右京区嵯峨小倉山堂ノ前町 10 番地

③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 上原 一晃
④ 事業内容	公開買付者は、当社の株券等を取得及び保有すること等を主たる事業の内容としております。
⑤ 資本金の額 (平成 29 年 12 月 22 日現在)	10,000,000 円
⑥ 設立年月日	平成元年 11 月 16 日
⑦ 大株主及び持株比率 (平成 29 年 12 月 22 日現在)	上原大作 (以下「上原大作氏」といいます。) 50.00% 上原晋作 (以下「上原晋作氏」といいます。) 50.00%
⑧ 当社と公開買付者の関係	
資本関係	公開買付者は、本日現在、当社株式 328,000 株 (所有割合 (注) 11.49%) を所有しております。 なお、公開買付者の大株主である上原大作氏及び上原晋作氏は当社株式を合計 86,735 株 (所有割合 3.04%) 所有しております。
人的関係	当社の代表取締役社長である上原大作氏及び当社の代表取締役副社長である上原晋作氏が、公開買付者の大株主に該当します。
取引関係	該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	公開買付者は、当社の主要株主であり、また、当社の代表取締役社長である上原大作氏及び当社の代表取締役副社長である上原晋作氏がそれぞれ公開買付者の発行済株式の半数を所有しており、当社の関連当事者に該当します。

(注) 所有割合とは、当社が平成 29 年 11 月 13 日に提出した第 71 期第 2 四半期報告書 (以下「当社第 2 四半期報告書」といいます。) に記載された平成 29 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 (24,053,942 株) を基に当社が実施した平成 29 年 10 月 1 日を効力発生日として普通株式 5 株を 1 株の割合とする株式併合 (以下「平成 29 年 10 月 1 日付株式併合」といいます。) による株式数の変動を考慮した発行済株式総数 (4,810,788 株) から、当社第 2 四半期報告書に記載された平成 29 年 9 月 30 日現在の当社が所有する自己株式数 (9,776,957 株) を基に平成 29 年 10 月 1 日付株式併合による株式数の変動を考慮した自己株式数 (1,955,391 株) を除いた数 (2,855,397 株) に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入して計算しております。

#### 4. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

	属性	議決権の数 (議決権所有割合)			大株主順位
		直接保有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主である筆頭株主	3,280 個 (11.49%)	— (—%)	3,280 個 (11.49%)	第 1 位
異動後	親会社及び主要株主である筆頭株主	23,755 個 (83.20%)	— (—%)	23,755 個 (83.20%)	第 1 位

(注 1) 「議決権所有割合」は、当社第 2 四半期報告書に記載された平成 29 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 (24,053,942 株) を基に平成 29 年 10 月 1 日付株式併合による株式数の変動を考慮した発行済株式総数 (4,810,788 株) から、当社第 2 四半期報告書に記載された平成 29 年 9 月 30 日現在の

当社が所有する自己株式数（9,776,957株）を基に平成29年10月1日付株式併合による株式数の変動を考慮した自己株式数（1,955,391株）を除いた数（2,855,397株）に係る議決権の数（28,553個）を分母として計算しております。

（注2）「議決権所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

#### 5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

本公開買付けの結果、公開買付者が当社の非上場の親会社等として開示対象となります。

#### 6. 今後の見通し

上記のとおり、本公開買付けにおいて当社株式2,047,571株の応募があったものの、公開買付者は、本公開買付けにより、当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかったことから、平成29年11月8日付け「MBOの実施及び応募推奨のお知らせ」の「3.（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続に従って、当社の株主を公開買付者のみとすることを予定しているとのことです。

その結果、当社株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。当社株式が上場廃止となった場合は、当社株式を東京証券取引所市場第二部において取引することはできなくなります。

今後の具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

以上

（参考）平成29年12月22日付け「上原成商事株式会社株式（証券コード8148）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」（別添）

平成 29 年 12 月 22 日

各 位

会 社 名 有限会社ケイアイエンタプライズ  
代表者名 代表取締役 上原 一晃

**上原成商事株式会社株式（証券コード 8148）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ**

有限会社ケイアイエンタプライズ（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 29 年 11 月 8 日、上原成商事株式会社（証券コード 8148、東京証券取引所市場第二部、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成 29 年 11 月 9 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 29 年 12 月 21 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

有限会社ケイアイエンタプライズ  
京都府京都市右京区嵯峨小倉山堂ノ前町 10 番地

(2) 対象者の名称

上原成商事株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
2, 527, 702 株	1, 575, 900 株	一株

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（1, 575, 900 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（1, 575, 900 株）以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に従って対象者株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注 3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注 4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数である 2, 527, 702 株を記載しております。なお、当該最大数（2, 527, 702 株）は、対象者が平成 29 年 8 月 9 日に公表した平成 30 年 3 月期第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された平成 29 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数（24, 053, 942 株）を基に対象者が実施した平成 29 年 10 月 1 日を効力発生日として普通株式 5 株を 1 株の割合とする株式併合（以下「平成 29 年 10 月 1 日付株式併合」といいます。）

す。)による株式数の変動を考慮した発行済株式総数(4,810,788株)から、対象者が平成29年8月10日に提出した第71期第1四半期報告書に記載された平成29年6月30日現在の対象者が所有する自己株式数(9,775,433株)を基に平成29年10月1日付株式併合による株式数の変動を考慮した自己株式数(1,955,086株)及び公開買付者が所有する対象者株式数(328,000株)を控除して算出されております。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成29年11月9日(木曜日)から平成29年12月21日(木曜日)まで(30営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき金5,150円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,575,900株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(2,047,571株)が買付予定数の下限(1,575,900株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第30条の2に規定する方法により、平成29年12月22日に、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	2,047,571株	2,047,571株
新株予約権証券	一株	一株
新株予約権付社債券	一株	一株
株券等信託受益証券 ( )	一株	一株
株券等預託証券 ( )	一株	一株
合 計	2,047,571株	2,047,571株
(潜在株券等の数の合計)	—	(一株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	3,280 個	(買付け等前における株券等所有割合 11.49%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	1,295 個	(買付け等前における株券等所有割合 4.54%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	23,755 個	(買付け等後における株券等所有割合 83.20%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	13,512 個	

(注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成29年11月13日に提出した第71期第2四半期報告書（以下「対象者第2四半期報告書」といいます。）に記載された平成29年9月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を1,000株として記載されたもの）です。ただし、対象者が平成29年10月1日付株式併合を実施したこと、対象者が平成29年10月1日を効力発生日として単元株式数を1,000株から100株へ変更したこと及び本公開買付けにおいては単元未満株式も本公開買付けの対象としていることを踏まえ、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第2四半期報告書に記載された平成29年9月30日現在の発行済株式総数（24,053,942株）を基に平成29年10月1日付株式併合による株式数の変動を考慮した発行済株式総数（4,810,788株）から、対象者第2四半期報告書に記載された平成29年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数（9,776,957株）を基に平成29年10月1日付株式併合による株式数の変動を考慮した自己株式数（1,955,391株）を除いた数（2,855,397株）に係る議決権の数（28,553個）を分母として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算  
該当事項はありません。

#### (6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日  
平成29年12月28日（木曜日）

#### ③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://netcall.nomura.co.jp/>）にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、平成 29 年 11 月 8 日付で公開買付者が公表した「上原成商事株式会社株式（証券コード 8148）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更はございません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

有限会社ケイアイエンタプライズ（京都府京都市右京区嵯峨小倉山堂ノ前町 10 番地）  
株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

以 上